

文書質問

本日付で、先の文書質問に対する回答書をいただきました。

お忙しい中を回答いただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。

回答いただきました内容中、私は理解できないものも感じました。

併せて、今後の方向にも言及していることなどもあり、これまでの長井市教育行政に対する認識を変えなければならないのではないかと感じたところです。

いずれにしても、これまでの教育行政がどうだったのかが問われてくることは間違いがないようであり、整理するうえでも教育委員会としての考え方やとらえ方を再度お聞きしなければならないと感じたところです。

よって、以下再度質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点目は、教育職管理職の考え方について伺います。

回答書1.の(2)では、

「教育職管理職を事務局に配置して体制を強化し、学校指導等の充実を図ることは、長井市教育委員会の積年の課題でした。この度の組織機構の見直しに際して、市長部局と教育委員会とで教育職管理職に関する協議を行い、実現することができました。」

とふれています。

私は、これまで議会議員として長井市の教育の今日的な課題等をお聞きしてきたつもりですが、「教育職管理職を事務局に配置して体制を強化し、学校指導等の充実を図ることは積年の課題でした。」とする内容は全く聞かされてこなかったと記憶しています。

こういう積年の課題があったとすれば、少なくとも毎年発行している「長井市の教育」や平成26年3月に策定されました「長井市教育振興計画」には具体的な課題として明記され、同時に様々な機会を通じて実現が必要な具体的な内容についての説明がなされてしかるべきと考えますが、それらはどのように表現され、説明されてきたのでしょうか、私には思い当たるものが何もありません。

積年の課題という内容と経過について、具体的に示していただきたいと思います。

2点目は、教育長の在り方に対する考え方について伺います。

回答書2.では

「教育委員会が所管する範囲は広く、教育長が適切な判断をして学校指導を進めるためには、学校現場の状況を掌握し、適切な指導方策について具申を行う等、教育長を補佐できる管理職を配置して事務局体制を強化することが不可欠であります。」

とふれています。

私は、このことは大切なことであり、教育委員会制度が変わったから必要になったことではないと考えています。

そしてそのためにも長井市ではこの間、「教育長職には、できる限り直近の学校長経験者を配置してきた」という配慮があったと感じています。

このことはどうなのでしょう。

今後は、教育職管理職を事務局に配置することによって教育長職は直近の学校長経験者でなくともよいということになるのか、そのための布石と考えるべきなのかどうか、考え方をお聞かせいた

だきたいと思います。

回答書では、

「教育委員会事務局に教育職管理職を登用することで、学校現場の実態に即した教育的配慮や柔軟な対応、そして迅速な危機管理が可能となります。」

としています。

私は、この考え方はとても大事な視点だと思います。しかし同時に、教育委員会と学校現場の意思疎通が果たしてどうだったのか、現状はどうかを検証することなくこの配置をしても想定しているような効果が発揮できるかどうかは疑問と感じます。

長井市の場合、これまでの教育委員会と学校現場はどうだったのか、教育長職への配慮は、どう効果を上げてきたのか、効果が上がらないとすればどこに問題があったのか、一昨年来の「体罰問題」等に顕著にみられたような教育委員会と学校現場の隠ぺいとも言えるような体質はどう解消されてきたのか等、総括と検証抜きでは「教育職管理職を配置したからすべて解決できる」かのような考え方は甘いのではないかと感じるのです。

組織としての教育委員会がどうか、きちんと振り返っていくことこそ大事なことではないかと思っています。

この度の人事異動とともに、教育委員会の組織、体質、ありかた、そしてどういう教育委員会事務局をつくるのか、明確にする必要があると思います。

そのためにも、教育長職の在り方、事務局の在り方を含めた今後の方向性を明確にする必要があると思います。

明確にお示してください。

3点目は、「割愛」について伺います。

「割愛」とは初めて聞く言葉です。

回答書3.の(1)で、「職員の割愛」についてふれられていますが、正直理解できません。

具体的にどういった「制度」なのですか。

どういう取り決めがあるのですか。

労働条件をはじめ、どういった補償内容があるのか、事故等があった場合は、だれが最終責任を負うのか、誰の権限下におかれるのか等、分からないことばかりです。

長井市の場合、この「割愛」をどういった内容で具体化していくのかについての明確な取り決めや考え方を明示したものがきちんと作成され、それを市民の下に明確にして行くことが必要と私は思います。

現時点で示すことができるものがあれば明示していただきたいし、仮に示すことができるものがなければ早急に作成して、明示いただきたいと思います。

考え方をお聞かせいただきたいと思います。